

## 「F T T Hアクセスサービスにおける不当競争の具体例について」 の公表及び意見募集の結果

総務省は、「F T T Hアクセスサービスにおける不当競争の具体例について（案）」について、令和元年5月29日（水）から同年6月20日（木）までの間、意見募集を行いました。

その結果を踏まえ、「F T T Hアクセスサービスにおける不当競争の具体例について」を策定しましたので、公表します。

### 1 経緯

F T T Hアクセスサービスでは、公正競争の観点から、通信契約を締結することを条件として最終利用者に提供される経済利益等（キャッシュバック等）について、累次にわたり懸念が表明されてきたところ、今般、「事業者変更<sup>※</sup>」の開始（令和元年7月1日）による市場競争への影響を見据え、より実効的に公正競争を確保するため、キャッシュバック等及び料金等の提供条件が電気通信事業法第29条第1項第5号（不当競争による業務改善命令）に該当し得る例を示す資料（案）について、令和元年5月29日（水）から同年6月20日（木）までの間、意見募集を行ったところ、計14件の意見提出がありました。その結果を踏まえ、本資料「F T T Hアクセスサービスにおける不当競争の具体例について」を策定しましたので、意見募集の結果とともに公表します。

※ 事業者変更とは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「N T T東日本・西日本」といいます。）のF T T Hアクセスサービスの卸売サービスを利用するサービスの利用者が、電話番号を変更することなく、光回線の利用を継続して、ある卸先事業者から他の卸先事業者又はN T T東日本・西日本へ変更できる仕組みをいいます。

### 2 公表資料

- ・「F T T Hアクセスサービスにおける不当競争の具体例について」（別紙1）
- ・「F T T Hアクセスサービスにおける不当競争の具体例について（案）」に対する意見及びそれに対する考え方（別紙2）

### 3 意見募集の結果及び具体例の公表

別紙1及び別紙2は、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄に本日14時頃を目途に掲載するほか、電子政府の総合窓口[e-Gov]（<https://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課（総務省10階）において閲覧に供するとともに配布します。

#### <関係報道資料>

- 「F T T Hアクセスサービスにおける不当競争の具体例について（案）」に対する意見募集

（令和元年5月28日）

URL : [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban03\\_02000554.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000554.html)

**【連絡先】**

総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

担 当 : 大磯課長補佐、榎係長

電 話 : 03-5253-5817

E-mail : ip-wholesale@ml.soumu.go.jp

(注) 迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「@」を「@」に置き換えてください。

## F T T Hアクセスサービスにおける不当競争の具体例について

### 1 趣旨

F T T Hアクセスサービスでは、公正競争の観点から、通信契約を締結することを条件として最終利用者に提供される経済利益等（キャッシュバック等）について、累次にわたり懸念が表明されてきた。これについては、既存の指針<sup>1</sup>において、「競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回るような料金を設定すること」等が電気通信事業法<sup>2</sup>上問題となり得る行為として記載されている。

本資料は、より実効的に公正競争を確保する観点から、電気通信事業法第 29 条第 1 項第 5 号の「電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすもの」に該当すると考えられる具体例について示すものである。

### 2 用語の定義

本資料において使用する用語は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）において使用する用語の例によるほか、以下のとおりとする。

#### (1) 対象事業者

F T T Hアクセスサービス（卸電気通信役務として提供するものを除く。以下同じ。）を提供する電気通信事業者をいう。

#### (2) F T T H契約

F T T Hアクセスサービスの提供に関する契約をいう。

#### (3) 契約締結等補助

F T T H契約を締結し、又は継続することを条件として対象事業者が最終利用者（電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者又は当該契約を締結しようとする者であって、電気通信事業者以外の者をいう。以下同じ。）に対して提供する経済利益（金銭その他の物品又は役務の代価とすることができる経済上の利益<sup>3</sup>であって小売料金の割引に相当しないものをいう。以下同じ。）及び対象事業者が媒介等業務受託者に対して支払う金銭であって媒介等業務受託者による F T T H契約の媒介等に応じて支払うもの又は F T T H契

1 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（平成 30 年 1 月 9 日 公正取引委員会・総務省）、N T T 東西の F T T Hアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン（平成 27 年 2 月策定、令和元年 5 月最終改定）

2 昭和 59 年法律第 86 号

3 F T T H契約の締結・継続を条件として、対象事業者が最終利用者に対して提供するキャッシュバックなどの金銭のほか、商品券、ポイント等、最終利用者が自らの選択により物品又は役務の代価として用いることができる経済上の利益が対象となる。

約の締結を条件として提供する経済利益のために使うことを対象事業者が媒介等業務受託者に対して実質的に指示するものをいう。

#### (4) 回線原価

F T T Hアクセスサービスの提供のために対象事業者が支払う特定卸役務<sup>4</sup>に関する料金<sup>5</sup>又はこれに相当するものをいう。インターネット接続サービスなど他の役務又は商品がF T T Hアクセスサービスと一体不可分なものとして提供される場合<sup>6</sup>にあつては、当該他の役務又は商品の費用<sup>7</sup>を含む。

#### (5) 小売料金

F T T Hアクセスサービスに関する料金<sup>8</sup>をいう。他の役務又は商品がF T T Hアクセスサービスと一体不可分なものとして提供される場合にあつては、当該他の役務又は商品の価格を含む。F T T H契約を締結し、又は継続することを条件として他の役務又は商品（一体不可分でないもの）の価格を減じること（他サービス等のセット割引）については、最終利用者におけるF T T Hアクセスサービスの選択に対する重要な影響があると考えられる場合は、小売料金の算定に当たり考慮することが適当と考えられる<sup>9</sup>。

### 3 F T T Hアクセスサービスの提供条件が不当な競争を引き起こす具体例

(1) あるF T T H契約（期間拘束<sup>10</sup>を伴うものに限る。）により継続する任意の4年の間<sup>11</sup>F T T Hアクセスサービスを提供する場合の当該契約による小売料金の収入が、当該期間における当該契約に係る回線原価及び契約締結等補助の合計額を下回る<sup>12</sup>事例が対象事業者において生じた場合については、不当な競争を引き

---

4 「NTT東西のF T T Hアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」に定める特定卸役務をいう。

5 奨励金等を考慮した後の料金をいう。

6 例えば、他の役務又は商品とF T T Hアクセスサービスの各料金が区別され、利用者の選択によりF T T Hアクセスサービスが単独で提供され得る場合は、「一体不可分なものとして提供される場合」に当たらない。

7 可変的性質を持つ費用（その利用者にその役務又は商品を販売しなければ発生し得ない費用）を基本とする。

8 工事費及び手数料を含む。

9 例えば、F T T Hアクセスサービス単独の料金減免（割引）であるかのように最終利用者に表示された場合は、F T T Hアクセスサービスの小売料金の減免（割引）とみなす。移動通信市場が寡占的であることを考慮した割引総額帰属テストの考え方（移動通信とのセット割引は全てF T T Hアクセスサービスの料金減免（割引）とみなす考え方）の採用要否については、移動通信市場の競争促進の進捗等を踏まえつつ、必要に応じ検討していくものとする。

10 契約締結後一定期間内の当該契約の変更又は解除を理由として何らかの直接的変更解除費用を最終利用者が負担することとなる条件をいう。直接的変更解除費用については、脚注14を参照。

11 この年数の期間拘束が適切であるとする趣旨ではない。

12 小売料金の収入を算定する範囲と回線原価及び契約締結等補助の合計額を算定する範囲は、一致しなければならない。いずれの金額も、将来分については、合理的な予測とする。また、これらの金額に関する情報が十分得られない場合には、第一種指定電気通信設備に関する情

起こすものとして電気通信事業法第 29 条第 1 項第 5 号の規定による業務改善命令の対象になり得る。

- (2) ただし、(1)の事例であっても、総務省に対する申告の状況、当該事例を生じさせた対象事業者による説明の内容その他の事情を勘案し、他の対象事業者を排除し又は弱体化させるものでないと考えられる場合<sup>13</sup>又は小売料金が適正なコストを著しく下回るものでないと考えられる場合は、不当な競争を引き起こすものとはならない。

#### 4 本資料の見直し等

- (1) 総務省は、F T T H「事業者変更」の開始による影響や移動通信及びF T T H アクセスサービスに係る競争促進の取組の状況等も踏まえ、必要に応じ本資料の内容を見直すものとする。
- (2) 当分の間、対象事業者の支出する契約締結等補助のうち、最終利用者が対象事業者とF T T H契約を締結するために他の電気通信事業者との既存の契約を解除し、又は変更するに当たり当該利用者が当該既存契約に係る直接的変更解除費用<sup>14</sup>を負担することを条件に支出されるもの（当該費用の金額を超えない範囲に限る。）は、3(1)の合計額に算入しないものとする。
- (3) 本資料の3の記載は、他に不当な競争を引き起こすこととなる事例の類型がないことを示すものではない。例えば、C A T Vアクセスサービスを提供する電気通信事業者など、対象事業者以外の電気通信事業者の提供する電気通信役務の提供条件が不当な競争を引き起こす場合についても、当然に、電気通信事業法第 29 条第 1 項第 5 号の規定による業務改善命令の対象になり得る。なお、C A T V アクセスサービスに関する取扱いについては、引き続き検討するものとする。

以上

---

報、総務省が他の電気通信事業者から得た数値を集計した情報などの他の情報に基づき合理的な推測を行うものとする。

13 例えば(1)の事例を生じさせた対象事業者のF T T H契約の数が3万未満であるかどうかは1つの考慮要素になると考えられる。

14 違約金その他の名称を問わず、契約の変更又は解除を理由として当該契約により最終利用者に生じる経済的負担をいう。

「FTTH アクセスサービスにおける不当競争の具体例について(案)」  
に対する意見及びそれに対する考え方  
(意見募集期間: 令和元年5月29日～同年6月20日)

意見提出者一覧

計 14者(法人等:9者、個人:5者)

受付.	意見提出者(敬称略)
1	一般社団法人テレコムサービス協会
2	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
3	株式会社オプテージ
4	株式会社NTTドコモ
5	KDDI株式会社
6	ソフトバンク株式会社
7	中部テレコミュニケーション株式会社
8	西日本電信電話株式会社
9	東日本電信電話株式会社
10	個人(5件)

「FTTH アクセスサービスにおける不当競争の具体例について(案)」に対する意見及びそれに対する考え方

意見	考え方	修正の有無
意見 1	考え方 1	
<p>○ 当協会 FVNO 委員会での検討が、今回の「FTTH アクセスサービスにおける不当競争の具体例について」(案)の公表につながったものと認識しています。</p> <p>総務省殿におかれましては、公正競争促進の観点から、今後においても本内容の充実等の検討を行っていただくとともに、引き続き、光サービス市場の市場環境を注視し公正競争環境の整備に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>(テレコムサービス協会)</p>	<p>○ 御指摘のとおり、貴協会における検討が本案作成の1つの契機となったものであり、総務省の政策推進に対する貴協会の御協力に感謝します。</p> <p>○ 引き続き、公正競争環境の整備に取り組んでいきたいと考えます。</p>	無
意見 2	考え方 2	
<p>○ 「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」で記載される「問題となり得る行為」に関して具体例が示されることは、より実効的な公正競争の確保に資するものと考えます。</p> <p>他方、本資料ではFTTHアクセスサービスを提供する全ての事業者を対象としているところ、FTTHアクセスサービスの提供形態は「自己設置」「接続」「卸」の3種類存在し、それぞれの形態によって事業構造が大きく異なる点には留意すべきと考えます。</p> <p>例えば、自己設置事業者については、多大な設備投資リスクを自ら負って事業活動することで、利用者ニーズに合った柔軟な料金・サービスを提供する等、利用者利便の向上に大きく貢献していますが、その反面、投資回収は長期に亘るものとなります。</p> <p>本具体例案に基づいた実際の制度運用におきましては、対象事業者の提供形態による違いも十分に考慮した上、不当競争に該当する</p>	<p>○ FTTHアクセスサービスの提供に用いる電気通信設備の投資回収が長期にわたるという御指摘について、個別契約の4年分で利用者料金収入と回線原価・契約締結等補助の合計額を比較するという本資料の基本的考え方は、利用者のサービス選択の実態という需要側の要因に立脚し4年間ある特定の小売契約が継続すると想定して比較することが適当としているものであり、耐用年数に基づく減価償却期間という意味での投資回収期間の長短という供給側の要因は、個別の小売契約の継続期間の長短と関係するものではないことから、4年間等の基本的な考え方を左右するものではないと考えます。</p> <p>○ 一方で、自ら設置する加入者回線を用いてFTTHアクセスサービスを提供する形態について本具体例(4年間での逆転現象の有無)の該当性を判断する場合においては、</p>	無

<p>かどうか、慎重にご判断いただくことを要望します。 (オプテージ)</p>	<p>特定卸役務の卸料金に相当するものを算定する必要があり、個別事例に応じた調査・検証を行うほか、「金額に関する情報が十分得られない場合には、第一種指定電気通信設備に関する情報、総務省が他の電気通信事業者から得た数値を集計した情報などの他の情報に基づき合理的な推測を行う」(本資料脚注12) ことが適当と考えています。</p>	
<p>意見3</p>	<p>考え方3</p>	
<p>○ (要旨)電気通信事業分野における市場検証(平成29年度)年次レポート P142 にもありますように、NTT 東西のサービス卸においては、MNO の契約数が全体の 70.7%と過半を占めており、年々その割合は増えております。これに対し ISP は 21.9%で、年々その割合は減少しております。これは携帯電話の契約時に、光回線も同時契約すると携帯電話の料金が割り引かれるキャンペーンの訴求により、ISP の利用者が MNO の光卸サービスに乗り換えていることなどが影響しているものと思われます。このままでは FTTH アクセスサービス市場は、将来的には携帯電話サービスの市場に相似形に収斂したマーケットシェアの市場となり、自由な競争とはいえない状況になる恐れがあります。 (JAIPA)</p>	<p>○ 「NTT 東西の光サービスの卸売サービスの事業者変更の在り方についてのタスクフォース」報告書(平成30年8月) P. 16にあるように、利用者におけるサービス選択の幅をできる限り確保し、高度かつ多様な電気通信サービスの提供を促進する観点から、市場が寡占的となることは、一般的に望ましくないと考えられます。 ○ 総務省としては、引き続き、そうした観点も踏まえ、電気通信分野の競争促進等に取り組んでいきたいと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見4</p>	<p>考え方4</p>	
<p>○ 意見募集対象の資料の別紙2のP.1にあるとおり、本年7月より、NTT 東・西の光サービスの卸売サービスの「事業者変更」(電話番号と光回線の継続利用を可能とする形式で卸先事業者から他の卸先事業者又は NTT 東・西への事業者の変更を行うもの)が開始されることに伴い、NTT 東・西の光サービスにおける卸先事業者間において、過度なキャッシュバック等の実施による公正競争への影響が懸念されているところです。 また、「NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に</p>	<p>○ 過度なキャッシュバック等の実施による公正競争上の懸念は、直接的にはサービス卸利用事業者を念頭に置いて表明されているとしても、電気通信事業法第29条第1項第5号の規定(不当競争による業務改善命令)に対象となる役務の範囲の限定がないことにも鑑み、競争政策としては、あらゆる電気通信役務について考慮する必要性が考えられ得るものであり、その上で、今回の「具体例」案は、一律の事例を明確化できる範囲を対象とするという観点</p>	<p>無</p>

係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(平成 28 年 5 月改定)においては、NTT 東西の光サービスの卸売サービスについては、ボトルネック設備である第一種指定電気通信設備を用いて提供される卸電気通信役務であり、その役務の提供を受けた卸先事業者を通じて多数の一般の利用者にサービスが提供され、その料金その他の提供条件が利用者の利益に及ぼす影響が大きいこと、さらに、一般の利用者に対する事業者間の競争は、その原価の一部となるサービス卸に関する料金その他の提供条件が重要となることから、「その提供形態や提供内容によっては、自ら回線設備を設置する事業者による競争に与える影響を含め、様々な競争事業者との公正競争の確保に支障を及ぼすおそれがある。」とされています。

以上のような背景や競争環境へ与える影響の大きさを踏まえれば、本「FTTH アクセスサービスにおける不当競争の具体例について(案)」(以下、「本指針案」という。)については、まずは、第一種指定電気通信設備事業者である NTT 東・西及び NTT 東・西の光サービスの卸先事業者のみを対象とするのが適当であり、その他自ら回線設備を設置する事業者等については、「4 本資料の見直し等」(3)に従い、電気通信事業法第 29 条第 1 項第 5 号の規定により、不当な競争を引き起こすものかどうかについて判断すべきと考えます。

(KDDI)

- 意見募集対象の資料の解説(別紙 2)1 ページにおいて、卸先事業者が行う電気通信事業法上問題となり得る行為(競争阻害的な料金設定や過度のキャッシュバックなどの行為により、特定卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じさせること)や、電話番号と光回線の継続利用を可能とする形式で卸先事業者から他の卸先事業者又は NTT 東西への事業者の変更を行うことのできる「事業者変

から、FTTH アクセスサービスを対象として作成しているものです。

- また、FTTH アクセスサービスの提供について互いに競争している事業者が卸利用であるか否かにより規制上の取扱いを異にすることは、競争条件の公平性(公正競争)の観点から、できる限り避けるべきと考えています。

<p>更」の導入（平成31年7月より実施予定）による影響を見据えて、「FTTHアクセスサービスにおける不当競争の具体例について（案）」（以下、「本案」という。）を今回策定することが示されています。</p> <p>このような背景を踏まえた場合、まずはNTT東・西およびNTT東・西の光サービスの卸先事業者のみを本案の対象とすることが適当であり、それ以外のFTTHアクセスサービスを提供する、主に自ら回線設備を設置する事業者等については、本案の「4. 本資料の見直し等」の（1）で示されている考え方にもとづき、今後対象とすべきかどうかを判断することが望ましいと考えます。</p> <p>（中部テレコミュニケーション）</p>		
意見5	考え方5	
<p>○ 本ルール案の目的は、過度なキャッシュバック等により、公正競争が阻害されることを防止することと理解していますが、本ルール案の該当性の判断にあたっては、事業者による料金設計の自由度を過度に制限することのないよう、十分配慮いただくことを要望します。</p> <p>（ソフトバンク）</p>	<p>○ 本資料が電気通信事業者の事業活動の自由を過度に制限する内容であるとは考えていませんが、いずれにせよ、制度の適切な運用を確保していきたいと考えます。</p>	無
意見6	考え方6	
<p>○ 本ルール案の意見募集は、本年7月1日の「事業者変更」の開始を見据えて本年5月29日に開始されましたが、7月1日から適用開始される場合、適用開始までの期間が極めて短期間となります。</p> <p>7月1日の「事業者変更」への準備に加え、本ルールの適用開始に伴いキャンペーン等の見直しが発生する場合には、システムの改修、印刷物の差替え、代理店との契約条件の見直し等が必要となることから、本ルールの適用にあたっては、数か月程度の猶予期間をいただくことを要望します。</p> <p>（ソフトバンク）</p>	<p>○ 本資料は、既存の法律条文（不当な競争等）について既に示してきた解釈の幅の中において具体的な例を示すものであり、本資料がなくとも当該条文は以前から適用されているものです。各対象事業者においては、本資料の確定版の公表前も公表後も、不当な競争を引き起こさないよう、適切に対応していただきたいと考えます。</p>	無
意見7	考え方7	

○ 本具体例（案）は、電気通信事業法第 29 条第 1 項第 5 号に該当するものを示すとされており、当該条文の対象となる事業者は電気通信事業者全般を指しているにもかかわらず、本具体例（案）にて対象となる事業者は、「F T T H アクセスサービス（卸電気通信役務として提供するものを除く。）を提供する電気通信事業者」とされており、法令の主旨に鑑みると、本来、F T T H アクセスサービスを提供する電気通信事業者に閉じる必要性は存在しないものと考えます。

御省ご指摘のとおり、F T T H アクセスサービスにおいて公正競争の観点から、通信契約を締結することを条件として最終利用者に提供される経済利益（キャッシュバック等）について累次にわたる懸念が表明されてきたことを前提として本具体例を制定するとした場合であっても、情報通信市場における需要の代替性を踏まえると、少なくとも、固定系通信における一つの領域に過ぎない F T T H 市場に閉じた競合状況のみで捉えるべきではなく、固定系ブロードバンド市場全体を広く対象とすべきと考えます。

（NTT 東日本、NTT 西日本）

○ 貴省が実施する「電気通信事業分野における市場検証」において、F T T H アクセスサービスは C A T V（通信速度下り 30Mbps 以上）とともに「固定系超高速ブロードバンド市場」としてサービス市場の画定がされていることから、今後速やかに C A T V アクセスサービスも本具体例の適用対象とすることが適当と考えます。

（NTT ドコモ）

○ C A T V アクセスサービスについては、F T T H アクセスサービスと同様に「固定系超高速ブロードバンド市場」に属するものであることから、C A T V アクセスサービスに関する取扱いを明確にす

○ 電気通信事業法第 29 条第 1 項第 5 号の規定（不当競争による業務改善命令）に対象となる役務の範囲の限定がないことにも鑑みると、競争政策としては、全ての電気通信役務について不当競争の防止を考慮する必要性が考えられ得るものですが、今回の「具体例」案は、一律の事例を明確化できる範囲を対象とするという観点から、F T T H アクセスサービスを対象として作成しているものです。

○ コスト構造等が大きく異なる可能性のある他の固定ブロードバンドサービスについては、一律の事例を明確化することは直ちには困難と考えますが、本資料では、対象事業者以外の電気通信事業者であっても不当競争については業務改善命令の対象になり得る旨を明記するとともに、C A T V アクセスサービスの扱いについては引き続き検討する旨を明記しています。

無

<p>ることが必要であり、引き続き検討していくことに賛同いたします。</p> <p>なお、本具体例案において、F T T Hアクセスサービスを提供する全ての事業者が対象とすることに鑑みれば、同じ市場に属するC A T Vアクセスサービスをあえて対象外にする必要はないものと考えます。</p> <p>(オプテージ)</p> <p>○ 本案において CATV アクセスサービスに関する取扱いについては引き続き検討するものとしてされていますが、FTTH アクセスサービスに限らず、電気通信役務を提供する電気通信事業者全てを本案にて公平に取扱うことが公正競争の観点からも望ましい形であると考えられるため、今後も引き続き検討されることに賛同します。</p> <p>(中部テレコミュニケーション)</p> <p>○ FTTH アクセスサービスと CATV アクセスサービスは、固定系ブロードバンドサービスとして同一の競争市場のため、CATV アクセスサービスも本ルールの対象とすべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p>		
<p>意見 8</p>	<p>考え方 8</p>	
<p>○ 対象事業者は、本ルール案のとおり、全事業者とすることが適切と考えます。契約者数の多寡等、何かしらの基準を設けて本ルールの適用有無を線引きすることは競争の公平性の観点から適切ではないと考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p> <p>○ 本具体例の対象事業者について、適正なコストを著しく下回る料金の設定は、固定系超高速ブロードバンドサービス契約数の多寡にかかわらず行い得ることであり、例外を設けることで潜脱的行為が</p>	<p>○ 本資料脚注 1 3 のとおり、対象事業者の F T T H 契約の数が 3 万未満であるかどうかは 1 つの考慮要素になると考えられますが、それをもって不当競争のおそれがないと断じる内容とはしていません。</p> <p>○ この考慮要素をもって不当競争でないとするか否かは、個別の事例に応じ、適切に判断していきたいと考えます。</p>	<p>無</p>

<p>行われる等、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こす恐れがあることから、契約数が3万未満であるかどうかを考慮要素とせず、固定系超高速ブロードバンドサービスを提供する全事業者を対象とすることが適当と考えます。</p> <p>(NTT ドコモ)</p> <p>○ 本案において不当な競争とされる判定基準が明確に示されていないことから、例えば新規参入事業者が過度な施策（契約締結等補助）を行った場合であっても、新規参入という観点からただちに他の事業者を排除・弱体化させるものではないと判断される懸念があるため、総務省におかれましては個々の事例に応じて公平かつ適切に（不当な競争を引き起こす事例かどうかを）判断されることを要望します。</p> <p>(中部テレコミュニケーション)</p>		
<p>意見 9</p>	<p>考え方 9</p>	
<p>○ 金銭以外にも、最終利用者に対して契約締結の条件として提供される各種特典（Wi-Fi ルーターレンタル無料や、セキュリティサービス12ヶ月分、サポートなどのオプション無料など）も契約締結等補助の対象とするべきと考えます。</p> <p>(JAIPA)</p>	<p>○ 本資料脚注3のとおり、契約締結等補助の定義にいう経済利益としては、最終利用者が自らの選択により物品又は役務の代価として用いることができる経済上の利益が対象となります。御指摘のような特典は、基本的には、本資料2(5)の「FTTH契約を締結し、又は継続することを条件として他の役務又は商品（一体不可分でないもの）の価格を減じること（他サービス等のセット割引）については、最終利用者におけるFTTHアクセスサービスの選択に対する重要な影響があると考えられる場合は、小売料金の算定に当たり考慮することが適当と考えられる」との考え方にに基づき判断していくこととなると考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 10</p>	<p>考え方 10</p>	
<p>○ FTTH 契約を締結し、又は継続することを条件として他の役務又は</p>	<p>○ 本資料2(5)のとおり、「FTTH契約を締結し、又は</p>	<p>無</p>

<p>商品（一体不可分でないもの）の価格を減じること（他サービスとのセット割引）」の扱いについて、今後も小売料金に合算しないことが望ましいと考えます。</p> <p>（補足）</p> <p>他サービス等のセット割の原資負担は様々であり、一律 FTTH アクセスサービスの小売料金から減じることが適切ではなく、セット割の原資負担分については、小売料金の算定にあたり考慮するか否かという議論が必要であると考えます。</p> <p>また、仮に他サービスのセット割引分も小売料金に合算した場合、合算後の小売料金が 0 円を下回ってしまうケースも起こり得ます。そして、FTTH アクセスサービス事業者側でコントロール出来ない割引についても、減額分を小売料金に合算したことで小売料金が 0 円を下回るケースに該当すれば、FTTH アクセスサービス事業者側でそのセット割引が利用出来ない、そのセット割引の上限数を設定せざるを得ない等、当該 FTTH アクセスサービスを利用する消費者にとっても不公平な状況が生じる可能性があると考えます。</p> <p>（中部テレコミュニケーション）</p>	<p>継続することを条件として他の役務又は商品（一体不可分でないもの）の価格を減じること（他サービス等のセット割引）については、最終利用者における FTTH アクセスサービスの選択に対する重要な影響があると考えられる場合は、小売料金の算定に当たり考慮することが「適当」と考えています。</p>	
<p>意見 1 1</p>	<p>考え方 1 1</p>	
<p>○ 弊社では ADSL サービスの提供終了を予定しており、今後、当該サービスを利用いただいているお客様に FTTH アクセスサービス等への変更をご案内する予定です。</p> <p>このような提供終了するサービスから移行していただく利用者に提供する経済利益については、自社サービス内での移行であること、公正競争を阻害するものではないと考えること、何よりも利用者の不利益を軽減するものであることから、本ルールの該当性の判断にあたっては、個別事案毎に適宜配慮いただくことを要望します。</p> <p>（ソフトバンク）</p>	<p>○ 自社の提供するサービスに係る直接的変更解除費用の額は自ら設定することができるため、それを肩代わりするために提供される経済利益について特別の考慮をする必要はないと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 1 2</p>	<p>考え方 1 2</p>	

○ 事業者がサービスを提供する際は、個人や法人といったお客様属性や、契約上の様々な条件に応じた料金設定が固定系ブロードバンド市場にて一般的に行われていますが、今回、本具体例（案）で提示されているように、対象事業者の個別のF T T H契約の単位で「小売料金の収入」と「回線原価及び契約締結等補助の合計額」を、画一的な条件に基づき比較検証し不当性の有無を判断することは、市場の実態に即さないばかりでなく、事業者の創意工夫を損なう恐れがあると考えます。

そのため、本具体例（案）において、不当競争を引き起こす例示をされるにあたっては、事業者が提供する固定ブロードバンドサービス全体の「小売料金の収入」と「回線原価及び契約締結等補助の合計額」を比較検証することが適当であると考えます。

また、比較検証にあたっては、たとえば特定の事業者のみに詳細な情報を求めたり、ヒアリングを行う等がないよう、当社を含む全ての当該事業者において同等に比較、検証を行い、客観性・中立性を確保頂けるよう配慮をお願いします。

(NTT 東日本、NTT 西日本)

○ 固定系超高速ブロードバンドサービスの提供にあたっては、個人や法人といった利用者属性や販売チャネルの取引態様等に応じて様々な条件設定が行われていると考えられるところ、個々の契約1回線単位で、利用者料金（小売料金の収入）とコスト（回線原価及び契約締結等補助の合計額）を、画一的な条件に基づき比較検証し不当性の有無を判断することは、市場の実態に即さないばかりでなく、電気通信事業者の創意工夫を損なう恐れがあると考えます。

そのため、本具体例において、不当競争を引き起こす例示をされるにあたっては、画一的な条件に基づき一つ一つの個別事案ごとに不当性を判断するのではなく、当該電気通信事業者が提供する固定

○ サービス全体の収支で検証することは、個別の契約の逆転現象（コストが小売料金を上回る減少）であっても不当競争となり得る可能性があること、契約者間の過度の相互補助も防止しなければならないと考えられること、及び算定の容易性や他事業者による申告の実行可能性を確保しなければならないこと等の理由により、困難と考えます。

○ 一方で、個別の契約において逆転現象が生じていたとしても、本資料3（2）において、「総務省に対する申告の状況、当該事例を生じさせた対象事業者による説明の内容その他の事情を勘案し、他の対象事業者を排除し又は弱体化させるものでないと考えられる場合又は小売料金が適正なコストを著しく下回るものでないと考えられる場合は、不当な競争を引き起こすものとはならない」としています。

○ 特定の事業者にのみ詳細な情報を求めること等がないようにされたいとの指摘については、できる限り配慮したいと考えます。

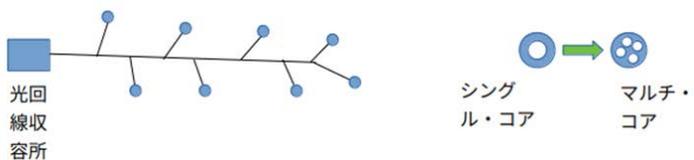
無

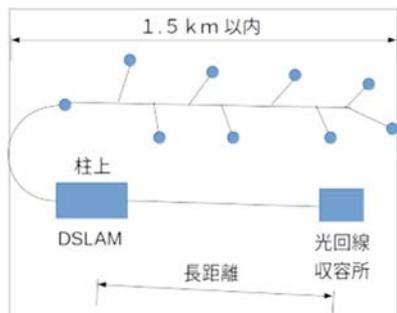
<p>系超高速ブロードバンドサービスにおける全体の利用者料金と全体のコストを比較検証することが適当であると考えます。 (NTT ドコモ)</p>		
<p>意見 1 3</p>	<p>考え方 1 3</p>	
<p>○ 本具体例（案）では、「継続する任意の4年の間」の当該契約による小売料金の収入が、当該期間における当該契約に係る回線原価及び契約締結等補助の合計額を下回る事例が生じた場合については、不当な競争を引き起こすものとして、業務改善命令の対象になり得るとされています。</p> <p>これについて、たとえば当社では契約者の平均利用期間は4年より長期であること等の利用実態を踏まえれば、比較検証において設定する契約の継続期間は、本具体例（案）で提示されている4年ではなく、より長期の期間を設定することが適当と考えます。 (NTT 東日本、NTT 西日本)</p> <p>○ 比較検証における契約継続期間を設定するにあたっては、現に提供されている固定系超高速ブロードバンドサービスの利用継続年数の実態等を反映することが必要と考えます。</p> <p>貴省が実施されたF T T H利用者アンケート調査でも、利用者料金とコストの比較検証において適切と考える契約継続期間について、「4年～5年が適当」と回答した利用者が最も多い結果となっており、また電気通信市場検証会議第8回資料では、固定系ブロードバンド事業者の利用継続年数について約4割が「10年以上」と回答している点も踏まえ、比較検証における契約継続期間を設定するにあたっては、現行案の4年ではなく、より長期の期間を設定することが適当と考えます。 (NTT ドコモ)</p>	<p>○ 個別契約の4年分で利用者料金収入と回線原価・契約締結等補助の合計額を比較するという本資料の基本的考え方は、利用者のサービス選択に関する意識の状況も踏まえ一律の事例としては4年間の契約継続期間を想定して比較することが適当としているものであり、対象事業者が4年を超えた契約継続期間を想定するのであれば、本資料3（2）に従い、個別事例について確認の必要が生じた際に、当該対象事業者の説明の内容も勘案し、個別にその妥当性を判断していくものと考えます。なお、既存利用者の平均利用期間だけでは、十分な説明にならないと考えます。</p>	<p>無</p>

<p>○ 本案では「任意の4年の間」という期間を前提にしており、その根拠が過去に総務省が行った平成31年2月FTTH利用者アンケート及び固定系ブロードバンド事業者の利用継続年数調査（平成30年5月25日開催 電気通信市場検証会議第8回出典資料）の結果にもとづいたものとされていますが、一方で同調査の結果では利用継続年数として「16年以上」の回答が最も多く、FTTHアクセスサービスは長期利用が前提という考えも一定数あることも想定出来るため、（期間について）引き続き検討が必要であると考えます。 （中部テレコミュニケーション）</p> <p>○ 別紙2の利用者アンケートによると、固定系ブロードバンド事業者の利用継続年数は、10年以上が最多であることから、4年よりも長い期間での算定が適当と考えます。 （ソフトバンク）</p>		
<p>意見14</p>	<p>考え方14</p>	
<p>○ 本意見募集の直接の対象である不当競争の具体例ではないかもしれませんが、意見を申し上げます。 電気通信事業分野における市場検証（平成29年度）年次レポートP142にもありますように、NTT東西のサービス卸においては、MNOの契約数が全体の70.7%と過半を占めており、年々その割合は増えております。これに対しISPは21.9%で、年々その割合は減少しております。これは携帯電話の契約時に、光回線も同時契約すると携帯電話の料金が割り引かれるキャンペーンの訴求により、ISPの利用者がMNOの光卸サービスに乗り換えていることなどが影響しているものと思われます。このままではFTTHアクセスサービス市場は、将来的には携帯電話サービスの市場に相似形に収斂したマーケットシェアの市場となり、自由な競争とはいえない状況になる恐れがあります。</p>	<p>○ FTTHサービスの提供に当たり、MNOとISPとの関係において公正競争上の課題がないかどうか、注視していきたいと考えます。</p>	<p>無</p>

<p>当協会は、(複数の) 会員から以下のような申し出を受けております。MNOによるFTTHアクセスサービス提供に際しては、提携プロバイダがプロバイダサービス部分を提供する場合があります。しかしISPなどプロバイダ事業者は経営規模やブランド力においてMNOに比べて大きな差があることから、事業者間の力関係によりMNOから提示される条件でサービスを提供せざるを得ず、自ら料金等を設定することができません。その結果、提携プロバイダが提供するプロバイダ料金(事実上の小売料金の収入に相当)が、回線原価にほぼ等しいか、回線原価割れとなることがあります。インターネットのトラフィックが急激に増大し、回線原価が増大している今日、これにより提携プロバイダであるISPの経営は非常に困難なものになるのみならず、設備投資の圧縮によりブロードバンドの混雑を引き起こし、利用者の速度低下などの不利益を引き起こす可能性もあります。</p> <p>さらにMNOのFTTHアクセスサービスにおいて、プロバイダサービスを提供する提携プロバイダ同士を競うことで、提携プロバイダはそのMNOのFTTHアクセスサービスの中において、より有利な会員獲得のための条件を得るためには金銭以外のWi-Fiルーターレンタル無料など各種特典を利用者に対し提供せざるを得ない場合もあります。それらは提携プロバイダ事業者の経営を圧迫し、市場からプロバイダ事業者が排除されることでFTTHアクセスサービス市場における健全な競争が妨げられるものと考えられます。</p> <p>(JAIPA)</p>		
<p>意見15</p>	<p>考え方15</p>	
<p>○ 本指針案は、「電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすもの」に該当すると考えられる具体例について示すものです。</p> <p>今回、既存契約の変更・解除に係る直接的変更解除費用を負担(=</p>	<p>○ 直接的変更解除費用を負担することを条件とする契約締結等補助に関する経過的措置については、キャッシュバックなどがなければ乗換えがしづらいというFTTHアクセスサービスの現状(電気通信市場検証会議資料12-3参照)を踏まえ、乗換費用を肩代わりするキャッシュバ</p>	<p>無</p>

<p>他社違約金等を負担)することを条件に支出される契約締結等補助については、当分の間、支出する契約締結等補助の合計額に算入しないこととされておりますが、不当な競争を引き起こすかどうかを判断するにあたって、当該契約締結等補助を除くことの合理的な説明や評価が無いまま合計額に算入しないこととするは、本指針案で示す「不当な競争を引き起こす具体例」の判断基準そのものの適正性を損なうことになると考えます。</p> <p>したがって、本条項を規定しないと不当な競争を引き起こすかどうかを適正に判断できないという明確な説明・根拠が示され、その内容が妥当であるとの判断がなされない限り、本条項については削除することが適当であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 本ルール案は利用者が負担する高額な違約金・撤去費について、契約締結等補助に不算入とすることをお示しいただいたものと理解しています。</p> <p>従いまして、高額な違約金・撤去費が存在している状況下においては、契約締結等補助に当該費用を算入することは適切でないと考えられています。すなわち、本ルール案にある「当分の間」とは、これら違約金・撤去費の水準が解消されない限りにおいては継続される認識です。</p> <p>(ソフトバンク)</p>	<p>ックを結果的に制約するような内容とすると、利用者の乗換えの機会を奪うことになりかねないと考えられるため、今の段階では、これを利用者料金との比較にあたりコストに計上しないという対応をしようとするものです。</p> <p>○ 乗換えの金銭的な負担を抑制することは今後の課題であり、それとの関連で、この経過的措置についても、今後の見直し課題となり得るものと考えています。</p>	
<p>意見 16</p>	<p>考え方 16</p>	
<p>○ 現在の FTTH 回線の市場環境は適正とは言えず、総務省主導で一般家庭の光回線の接続形態で最も主流である「シェアドアクセス方式」の接続料金を 30%の大幅な引き下げを行ったにもかかわらず、NTT・KDDI・ソフトバンク・So-net 等の NTT 東西の回線網を利用する事業者の基本料金の引き下げはほとんど行われていない。</p>	<p>○ 接続料の低廉化が図られているにもかかわらず利用者料金の低廉化が実現していないという御指摘について、今後の競争政策の参考として承ります。総務省としては、引き続き、料金を含めた競争の促進に取り組んでまいります。</p>	<p>無</p>

<p>光回線の他社移行によるキャッシュバックは形態を変化させ法の網をかいくぐるようなまるで「犯罪取引」の様な様相を呈している。</p> <p>また、不当勧誘があっても勧誘担当が勝手にやったとしてトカゲのしっぽ切りを行い回線提供事業者には何等かの制裁が下らない現状こそ不当なキャッシュバックが無くならない元凶であるため、完全な解決をするにはNTT・KDDI・ソフトバンク・So-net・JCOM・電力系を含めた事業者には「業務停止命令」を下す厳しい対応を行うべきである。</p> <p>何度も行政指導を行っても屋号変更・別名子会社を頻繁に開業して類似した違法勧誘を続ける事業者はもはや行政指導ではなく不正取引や下請けへの犯罪行為強要が強く疑われる為、強制調査が必要な段階だと思われます。</p> <p>(個人 01)</p>	<p>○ 不当勧誘の個別事例について、引き続き、利用者利益の保護の観点から必要な場合には、適正に対処してまいります。</p>	
<p>意見 17</p>	<p>考え方 17</p>	
<p>比較的広帯域な通信速度を前提にした広告媒体が目立ち、それとは対象的に実行通信速度(帯域)は出ていなく、“ベスト・エフォート”という表現が用いられていて、ほぼアクセスサービスにおける慢性的なところが伺える。まして、工事費や光通信モデム等のレンタル料、解約条件などわかりづらく、安易に加入できるものでもない。プロバイダ接続加入料は一般家庭における家計の通信費に占める割合も高く、光通信は割高であると同時に、回線接続業者等の設備投資に疑問を呈するものである。したがって通信速度(帯域)の更新は停滞しているとも伺える。</p>  <p>芋づる式のFTTHアクセスサービスを改善するにあたり、光ファイバーの敷設を更新するとして設備投資および、既存のADSLサービスについても以下のように更新するべきである。</p>	<p>○ FTTHアクセスサービスの品質の向上と分かりやすい料金の実現を要望する御意見として承ります。総務省としては、引き続き、品質向上及び料金体系の分かりやすさの観点も踏まえ、電気通信分野の競争促進等に取り組んでまいります。</p>	<p>無</p>



消費者に対して、多彩なサービスや選択肢を与えるばかりに、事業者側の設備投資等の動きが見えなく、事業報告においてもそれら詳細が見えてこない。適正な価格は設備投資も含めていることである。停滞中であるネット接続業界において、データセンターの設置のみならずエンドユーザーのアクセスサービスの改善をする時期ではないであろうか。まだまだ改善の余地を残している。

損益分岐点の原則にしたがい、確固たる契約年数についても一律ではなく、顧客の立地条件とサービスの質に応じた契約方式が望まれる。現段階において、経年をすぎると格段に料金が上がるような設定は消費者へ意図もしないことに煽られ、回線事業者らに疑問を投げかける事象でもある。非常に陳腐な契約でもあるからして、改善を求めたい。

技術的な要件と設備投資ならびにサービスのあり様。そして、事業者らの保護を前提にしている。

以上

(個人 02)

意見 18

考え方 18

○ 「NTT 東日本及び NTT 西日本」における「FTTH 回線（光ファイバー回線）」の構造では、「NTT 東日本及び NTT 西日本」の既得権益が「トラフィック（回線混雑）」を招いている構造と、私は考えます。要約すると、総務省が「運用及び管理」している「NTT 東日本及び NTT 西日本」の既得権益を廃止して行く事が望ましいと、私は考えます。

○ FTTHアクセスサービスの品質の向上を要望する御意見として承ります。総務省としては、引き続き、品質向上の観点も踏まえ、電気通信分野の競争促進等に取り組んでまいります。

無

(個人 03)

意見 19

考え方 19

○ 光回線契約が、今、携帯電話契約の真似をして、2年か3年の更新型契約になってきている。  
FTTHにおいても最低限の契約拘束期間を超えた場合、違約金なしが現状よりも安価に解約できるよう法改正して欲しい。

○ 乗換費用の低減を要望される御意見として承ります。総務省としては、引き続き、そうした観点も踏まえ、電気通信分野の競争促進等に取り組んでまいります。

無

(個人 04)		
意見 20	考え方 20	
<p>○ キャッシュバックや工事費無料は、競争原理の一つでありユーザメリットになるので問題ないです。</p> <p>しかしながら、複数年契約+解約料は、ユーザ不利益であり解約料なしに解約できるようにすべきです。</p> <p>そもそも、FTTHが月額5千円前後と、これだけ普及しているのに高すぎます。高いが故にキャッシュバックだの複数年契約+解約料だの問題を引き起こしている。</p> <p>2024年ころから固定電話のIP網へ移行される際には、代替インフラとしてFTTHは月額2千円まで引き下げるように指導すべきです。</p> <p>オンデマンドビデオサービスを必要としない利用者向けに通信速度を100Mbpsに落とした格安FTTHがあっても良いと思います。</p> <p>(個人 05)</p>	<p>○ 乗換費用の低減及び利用者料金の低廉化を要望される御意見として承ります。総務省としては、引き続き、そうした観点も踏まえ、電気通信分野の競争促進等に取り組んでまいります。</p>	無